

令和4年度事業計画書

公益社団法人香川県浄化槽協会

【基本理念】

公益社団法人香川県浄化槽協会は、浄化槽法に基づく水質に関する検査及び浄化槽の普及を促進するとともに、浄化槽に関する技術の向上及び知識の普及並びにその製造、工事及び維持管理の適正化を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

【事業計画】

I. 公共用水域の水質保全事業（公益目的事業）

1. 法定検査事業

(1) 7条検査

知事指定検査機関として、浄化槽法第7条の規定に基づく法定検査を実施することにより、不適正浄化槽の改善に寄与する。

7条検査実施予定基数 2,900基（受検率100%）

表1 7条検査の推移

年 度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
検査基数(基)	3,230	3,029	3,058	3,085	2,718

*R4年2月末現在

使用開始報告書の活用等により、検査時期等の設定の効率化を図る。

(2) 11条検査

知事指定検査機関として、浄化槽法第11条の規定に基づく法定検査を実施することにより、不適正浄化槽の改善に寄与する。

受検率の向上等を図る必要があるため、次のとおり数値目標を設定する。

法定検査数値目標

11条検査 88,000基（受検率55.3%）

表2 11条検査の推移

年 度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
検査基数(基)	76,103	77,545	79,540	84,299	79,144
受検率	50.6	51.0	51.6	53.9	—

*R4年2月末現在

受検率向上を図るため、次の事業を行う。

1) 法定検査義務化の推進について

- ① 竣工検査時等にも、法定検査義務化について丁寧な説明を行う。

- ② 設置届出時に検査申込みを受けているので、法定検査義務化推進を図り、初回11条検査の受検率向上を図る。
 - ③ この11条検査について未受検の場合、高松市については、受検勸奨文に補助金受領浄化槽に対する受検指導内容を追加する。
- 2) 11条検査の受検推進について
- ① 平成25年度より、前年度に未受検であった浄化槽（以下、未受検浄化槽という。）の総てに行政からの文書による受検指導が行われている。この指導後にも未受検である施設への電話での受検促進を、電話専門職員により夜間・土日も含め引き続き実施する。
 - ② 本年度も、11人槽以上の未受検施設について、保健福祉事務所等と連携し戸別訪問による受検推進を実施する。
 - ③ 前年度受検浄化槽については、検査員がその受検推進に当たることとし、この推進に、奨励金制度を運用することにより、検査の一層の推進を図る。
 - ④ 上記の未処理分については、電話専門職員が受検推進を行う。
- 3) 11条検査の効率化について
- ① 採水員制度及び効率化検査（香川県方式）の推進に努める。
 - ② この採水検査には採水員は現場に従事し、事務処理については事務処理職員を配置し業務の専任化・効率化を図る。
 - ③ 検査現場での未受検と既受検の区分を見直し、検査の集約化を図る。
 - ④ 受検地域の細分化及び受検時期の集約化を行い、移動時間の短縮による検査の効率化を図る。
 - ⑤ 平成26年度より、検査施設へ自宅より直接行く制度（直行）を行ってきたが、本年度もさらに運用の充実を図る。
 - ⑥ 三豊連絡事務所にては、直行に加え直帰を実施し、さらなる効率化に努める。小豆地区及び東讃地域に連絡事務所の設置を検討する。
 - ⑦ 検査車にGPS（位置情報装置）の導入が完了したので、安全運転の励行に加え、法定検査への活用を図る。
 - ⑧ 小豆地区等島しょ部において、検査員の負担軽減及び検査業務の効率化を図るため宿泊を伴う検査をさらに推進する。
- 4) 浄化槽管理者の負担軽減の推進
- ① 平成26年度より導入した「検査料金の口座引落制度」について連続して受検している方は電話専門職員により、さらなる推進に努める。
 - ② 浄化槽管理者の申し込みについてハガキ、メールの他、QRコード等幅広く受検申込できるよう検討する。
 - ③ このことによって、検査日程調整の簡素化を図る。

- (3) 検査員の知識の習得及び技術の向上
全国浄化槽技術研究集会、実務セミナー、指定検査機関四国地区協議会検査員研修会並びに他地区検査員研修会等に参加して人材育成と技術の向上を図る。
- (4) 検査の信頼性の確保
協会が行う検査の信頼性を確保し、検査の効率的かつ的確な実施の促進を図る。
検査員の技術研修等を積極的に行う。内部精度管理の充実徹底を図る。
- (5) 部会との連携
協会各部会と検査員との意見交換会を開催し、受検推進、検査の効率化、業界との連携及び検査結果に基づく指導等に努める。
- (6) 検査業務特別委員会
7条並びに11条検査を円滑に実施するために必要な事項について協議する。

2. 浄化槽台帳整備事業

- (1) 正確な台帳を維持するため、実態調査を継続して行う。
法定検査の受検率向上を図るため、指定検査機関としての情報の活用及び実態調査により、「検査台帳」及び「設置台帳」の整備を行う。
 - 1) 廃止浄化槽等について
指定検査機関として得られる廃止等情報の実態調査を行い、より正確な台帳の整備を図る。
 - 2) 休止浄化槽について
休止浄化槽について計画的に調査を行い、廃止処理、受検案内の再開等を行う。
- (2) 浄化槽情報管理の推進
法定検査結果等に基づき電子地図を作成して、浄化槽情報の管理及び11条検査での活用を図り、新設浄化槽の地図への追加等、電子地図の整備、充実に努める。
- (3) 台帳整備（システムの運用及び保守）
改正浄化槽法に定める県、市町による台帳の作成及び管理に関し、検査及び調査の結果を台帳に反映させるよう行政と協力し浄化槽台帳の質の確保に努める。また、引き続き委託を受けている高松市及び善通寺市の浄化槽台帳システムの情報管理に係る業務を行い、それに電子地図を活用する。

3. 浄化槽機能保証制度事業

- (1) 浄化槽機能保証制度
保証登録浄化槽の施工に起因した機能異常を認めた場合、設置者保護の観点から保証を行い、浄化槽に関する信頼を確保し、水環境の保全を図る。そのため、浄化槽機能保証制度（(一社)全国浄化槽団体連合会）を推進する。また、今後も7

条検査実施後、結果書の送付時に該当施設については保証書等を同封し、機能保証制度の周知を行う。浄化槽機能保証登録数は、1,700基とする。

表3 浄化槽機能保証登録数の推移

年 度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
登録数 (基)	2,520	2,552	1,800	1,698	1,633

*R4年2月末現在

(2) 当協会独自の上乗せ制度

1) (一社)全国浄化槽団体連合会の保証期間10年に、当協会独自の上乗せ保証期間5年とし、合わせて15年の長期間保証することにより、浄化槽の信頼性確保を行っている。

2) 不適正浄化槽の改善に有効な保証制度を検討する。

(3) 香川県浄化槽機能保証制度審査委員会

「香川県浄化槽機能保証制度審査委員会運営要領」に基づき保証の適正な審査を行う。

4. 浄化槽に関する普及啓発事業

(1) 環境教育事業

1) 香川県内の小・中学生を対象に生活排水対策を中心とした環境教育を実施する。また、浄化槽普及啓発ポスターを募集し、10月1日の「浄化槽の日」にあわせて表彰を行う。

2) 平成28年度より、県環境政策課主催の環境学習事業(体験型環境学習プログラム)へ参加。2019年度より高松市下水道業務課の環境学習講座にも参加。

(2) 浄化槽の整備促進事業

1) 生活排水処理施設として、浄化槽が有する利点及び特徴などの広報活動を積極的に行い、浄化槽の設置促進を図る。

2) 浄化槽区域のみである三豊市の「水と緑の美しいまちづくり事業」の支援と浄化槽の啓発を継続的に推進する。三豊市の補助事業への協力を行う。

3) 地域の各種行事への参加・出展などを行う。

(3) 浄化槽補助制度への取組み ((一社)全国浄化槽団体連合会との連携)

1) 「浄化槽の維持管理費に対する助成制度」の創設

浄化槽の維持管理(保守点検、清掃、法定検査)の実施率を向上させて、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るための助成制度創設に向けて取り組みを図る。

2) 「既存単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する撤去処分費補助金」の増額

公共用水域の水環境保全などの観点から「合併処理浄化槽への転換」は喫緊の課題になっており、行政と協力し改正浄化槽法に定める特定既存単独処理浄化槽の転換促進と、それに伴う補助金増額の取り組みについて、有効な方策の再検討を図る。

5. 浄化槽の適正な維持管理指導、啓発及び相談事業

浄化槽の適正な維持管理を促進することを目的とした事業を香川県、高松市及び善通寺市から受託する。

(1) 浄化槽等指導業務

- 1) 浄化槽の「保守点検・清掃・法定検査」の啓発等により一層の水質保全を図る。
- 2) 法定検査結果検討委員会の提言を基に、県・高松市等の指導により不適正浄化槽の根絶と今後の発生防止のため、速やかな対応を行う。

(2) 浄化槽の知識に関する普及、啓発及び相談業務

- 1) 県等の指導により浄化槽設置者講習会を開催する。

市町が実施する補助事業の交付に、浄化槽設置者講習会受講が要件化されたことに伴い、本年度は県内各地で計 70 回の開催を予定し、受講者数 1,600 名以上を目標とする。また、受講者には受講修了証を交付し、併せて法定検査の申込書の提出を求める。

- 2) 講習会受講者の検査受検状況を検証する。

設置者講習会受講者の 11 条検査受検状況について、その結果を的確に検証し、適正な維持管理の実施及び受検率の向上に成果を繋げるべく具体的な対策を検討する。

- 3) 善通寺市では毎年開催されている善通寺農商工夢フェスタに参加し、浄化槽教室を行う。

(3) 浄化槽保守点検業者登録等指導業務

- 1) 浄化槽保守点検業登録に関する手続きの指導を行う。
- 2) 保守点検技術の向上のための現場研修を開催する。

(4) 未受検浄化槽への受検促進等業務

本年度も、前年度未受検浄化槽へ、文書での受検促進と、単独処理浄化槽については、合わせて合併処理浄化槽への転換をお願いする。

(5) 不適正浄化槽への立入指導

不適正浄化槽に対する指導を、県、高松市及び善通寺市と連携し積極的に行う。

特定既存単独処理浄化槽の転換、維持管理の適正化を図り、これにより業界との連携を深め、基本検査(環境省)の導入について調査、検討する。

6. 浄化槽工事適正化の検査等受託事業

- (1) 浄化槽施工状況等確認検査の業務受託等市町への技術協力に努める。

高松市（250基）、坂出市（130基）、観音寺市（180基）、三豊市（230基）、まんのう町（50基）、綾川町（70基）、三木町（70基）を含め計980基を実施する。

また、他市町への受託の推進に努める。

(2) 三豊市補助対象の不適正浄化槽改善確認事業の受託

検査結果が不適正であった補助対象浄化槽についての改善確認事業を実施する。

(3) 浄化槽実地調査業務の受託

公益財団法人日本環境整備教育センターの委託により、全国浄化槽推進市町村協議会への登録浄化槽の機能実地調査を2基実施する。

II. 収益事業等

公益目的事業を補助し協会の発展に寄与するため、計量証明等の収益事業を行う。

1. 濃度(水質)に係る計量証明事業（収益事業－1）

水質汚濁防止法に係る浄化槽放流水の依頼検査を行う。検査実施検体数は535検体を目標とする。また、近年、下水道への接続等で検査数が減少しているため、新設浄化槽の管理者等に対し、パンフレット等により計量証明事業所のアピールを行い検体数の増を図る。

表4 検体数の推移

年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
検体数	608	579	505	454	389

*R4年2月末現在

2. 浄化槽設置相談及び用紙等販売事業（収益事業－2）

(1) 浄化槽設置届出時の事前相談及び浄化槽の名称・認定番号等の照合を行う。

(2) 浄化槽関連の用紙並びに物品の販売を行う。

(3) 令和4年度新設の浄化槽システムの脱炭素化推進事業に係る相談窓口となり、補助金の案内や事務手続きの支援を行う。

III. 扶助等事業及び会議関係等

1. 会員相互扶助等事業（その他事業）

会員並びに会員事業所従業員の技術向上・育成を図ると共に、会員相互の親睦と連携を図ることを目的とした事業を実施する。

また、会員活動の充実並びに浄化槽の適正な普及促進等を図るため、新入会員の入会促進に努める。

(1) 浄化槽の構造等に関する研修

メーカーによる新機種浄化槽が発売された時、構造等に関する説明会を開催する。

(2) 会員の表彰及び顕彰

会員及び会員事業所従業員の功績・功労に対し、表彰、感謝状の贈呈並びに推薦を行う。

(3) 会員親睦事業の実施

KJK 会による親睦ゴルフを開催する。本年度は 20 回記念大会を行う。

その他必要に応じて会員の親睦事業を行う。

(4) 機関紙の発行及びホームページの運用

機関紙「よみがえる水」を年 4 回発行する。

ホームページの積極的運用により、協会の広報及び情報公開等に努める。また、会員専用サイトを開設し、情報提供を図る。

(5) その他

1) 全浄連等関連団体との連携

会員活動の充実を図るため、全浄連及び関連団体と情報交換等緊密な連携を行う。

2) 社会貢献事業への参加

- ① 香川県との「防災協定」に基づき災害廃棄物処理広域訓練へ参加する。
- ② 平成 24 年 10 月に四国 4 県の全浄連会員間で締結した「災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協定書」に基づき南海・東南海地震等の大災害に備える。
- ③ 災害発生時の会員、職員の活動体制の整備について見直しを図る。
- ④ 環境月間行事の一環として「環境美化活動」等に参加する。
- ⑤ 子供の安全を守る「こども 110 番」に引き続き参加する。

2. 会議の開催

(1) 総会及び理事会

定時総会及び定期理事会を開催する。また、必要に応じ、臨時総会・理事会を開催する。

(2) 会長副会長会

理事会に提出すべき議案等を協議・検討するため、必要に応じて会長副会長会を開催する。

(3) 委員会及び部会

各種委員会及び部会を定期的に開催する。

(4) 県・市町との協議会

県・市町との連携を図るための会議に参加する。

3. 創立 50 周年記念式典の開催

前年度、令和 3 年 8 月に創立 50 周年を迎えたが、コロナ感染拡大により延期となった記念式典を行う。